

平成 2 3 年 7 月 2 1 日

品川区長 濱野 健 様

東京商工会議所品川支部
会 長 大山 忠一

中小企業・税制特別委員会
委員長 武田 健三

平成 2 4 年度品川区中小企業振興策に関する要望

品川区におかれましては、予ねてより東京商工会議所品川支部の要望活動に対しまして、施策への反映等に積極的にご対応いただき厚く御礼申し上げます。

現在のわが国を概観いたしますと、日本経済は、金融危機を端に発した世界同時不況からようやく脱却しかけたと思われたところ、東日本大震災が発生いたしました。その後は、福島第一原子力発電所事故の収束が見えないなど、日本経済全体の先行きへの不透明感が増しております。

こうした中、中小企業支援のため、東京商工会議所では、中小企業の経営管理面の強化と中小企業施策の普及促進を進めていく所存です。また、小規模企業経営改善資金による融資をはじめとする、小規模企業向けの経営改善普及事業を一層強化して参ります。

品川区においては、震災対応、区内産業振興、まちづくりなど多くの分野において、取り組むべき課題は数多いことと存じますが、地域社会や産業界との一層の連携強化が求められております。

当品川支部では、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび本要望を決議いたしました。平成 2 4 年度の予算編成に下記事項をぜひご採用いただきたく、要望いたします。

I. 減災対策の強化と安心・安全なまちづくりの推進

1. 減災対策の強化

本年3月11日に発生した東日本大震災では、首都圏においても、帰宅困難者の続出、携帯電話の不通、公共交通のダイヤの乱れ、建物の損傷など、様々な問題が浮き彫りになりました。品川区においては、予想される首都直下型大地震などの災害への備えを十分にするためにも、以下の対策を急ぐよう要望いたします。

- ①品川区、警察、消防、民間事業所との連携の更なる強化と責任者の明確化
- ②海洋からの救援物資輸送、災害救援を目的とした海上自衛隊、第3管区海上保安本部との連携強化（品川区独自の臨時災害用のヘリポートの整備、非常時におけるヘリコプター管制の品川区による実施）
- ③品川区が保有する備蓄食糧や災害用物資等について、区民や区内事業所への積極的な情報提供、有事の際の利用方法の明確化
- ④品川区職員における防災専門担当者の育成・強化
- ⑤区内の家庭や事業所に対する非常食糧、災害対応物資の備蓄の啓蒙、PRの更なる推進

2. 大震災の経験を活かしたまちづくり

品川区においては、まちづくりの分野（ソフト面、ハード面）においても、平時より防災対応が求められております。事業所においては耐震強化工事など、先んじて対応している事業所も数多くありますので、こうした事業所を支援するという観点も必要であります。

については、災害時の区民の生命や財産を守る観点、さらには、区内企業の活性化という観点からも以下の施策を講じるよう要望いたします。

- ①建築基準法第42条第2項のいわゆる「42条2項道路」の厳格な適用、セットバック勧告などの道路拡幅の推進、周知・PRの徹底
- ②耐震診断費用補助制度の拡充、補助対象に法人も加えること
- ③耐震補強工事費用に対する融資制度の拡充、対象に法人も加えること
- ④耐震診断、耐震補強工事に係る品川区職員における専門家の育成・強化

3. 放射線対策の強化

福島第一原子力発電所の事故により、海外からの観光客の減少、海外の取引先による日本製品の放射線検査の徹底など、首都圏にも深刻な影響を及ぼしております。また、当該事故の直後では区内の私立小・中学校が休校を決定した一方、品川区立の小・中学校は休校せず通常通り授業をしていたことに対する不安の声が、東京商工会議所にも寄せられております。

つきましては、区民や区内事業所の安全を守り、安心なまちづくりのために、以下について要望いたします。

- ①品川区民と区内事業所を守るためのガイドラインの作成（以下は必須）
 - ・国が定めた基準値以内（0.114 マイクロシーベルト／1時間）範囲を超えた場合の様々な措置の明確化
 - ・基準値を超えた場合の区内小・中学校等の学校の休校の明確化
 - ・ 〃 区内事業所の閉鎖の明確化
- ②区内の希望する事業所に対する放射線測定器の貸与、ならびに貸与先事業所からの報告の義務化、それによる観測網の整備

4. 電力問題について

福島第一原子力発電所事故により、「15%節電目標」が企業や一般家庭で掲げられております。しかし、中小企業においては、十分な電力が無いと、基準値の品質を保つ製品が作れない、顧客に対して必要なサービスが提供ができない、といった切実な意見が寄せられております。こうした状況の下、郊外や海外に生産拠点へ移転している例もあります。そもそも、電力は産業の源泉であり、電力を十分に使えなければ、経済成長どころか被災地の復興すらままなりません。さらに、区内の街路灯や防犯灯も節電しているため、防犯上や安全上の問題も指摘されております。

つきましては、区内産業の活力強化や防犯・安全の観点から、以下について要望いたします。

- ①品川区による独自の電力の確保（優先配電への要請、IPPによる複数事業者電力の確保等）
- ②品川区や品川区内の町内会が管理する街路灯・防犯灯については、20時以降は全て点灯すること

II. 地域産業振興策の拡充・強化

1. 「マル経融資制度への利子補給制度」の延長

昨年度より、品川区における「マル経融資制度への利子補給制度」が創設されました。東京商工会議所の小規模事業者支援事業にご協力頂き、御礼申し上げます。

マル経融資制度は、東京信用保証協会の保証枠の残高に関係せず、東京商工会議所から6か月以上の経営指導を受けることが条件であるため、小規模事業者に対する資金調達手段の円滑化と、資金確保後の経営改善における実行性の確保に多大な効果があります。

小規模事業者の資金調達支援のため、本年度以降も「マル経融資制度」に対する利子補給制度の延長を要望いたします。また、同制度の広報に対しましても引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

2. 工業振興施策の充実

品川区の製造業は、技術力の高さに定評があるうえ、新分野への進出にも意欲がみられることから、こうした企業に対する施策の充実が求められます。

品川区内周辺には世界にも有数の大手製造業が存在しており、大手企業より受注を受けている中小製造業も多く存在しています。そのため、区内製造業の魅力を品川区が率先にして行って頂くことで、区内企業にも波及効果があると考えられます。つきましては、以下の施策を講じるよう要望いたします。

- ① 区商連の「品川マイスター」同様、東京商工会議所等とタイアップした、「メイドイン品川」のサービス・製品・企業の選定、積極的なPR等
- ② 東京商工会議所品川支部が推進するシナジースキーム事業での、「品川区内製造業のホームページによる魅力発信（小学生～高校生など若年者向け）」への協力（教育委員会を通じた区内小学生・中学生・高校生への周知等）
- ③ 「大崎駅周辺ものづくり産業支援施設」、「大崎ビジネスクラブ」について、品川区全域の事業者が参画しやすくするための名称変更等の検討

3. 情報通信・サービス産業の振興

品川区においては、情報通信業は5年間で事業所数が約60%の増加、従業者数が約73%の増加（平成18年事業所・企業統計調査平成13年度対比）がみられるなど他区に比較し活発な経済活動が見られます。この多くは、区内創業の情報通信業の伸長と区外からの転入企業の影響が大きいものと考えられます。

ついては、活発な情報通信・サービス産業の振興のために、以下の施策を講じるよう要望いたします。

- ① 武蔵小山創業支援センターや西大井創業支援センターにおける、創業後の販路開拓支援など実効性の高い創業支援策の整備
- ② 区および他団体主催の国内外見本市等への費用補助の拡充（助成限度額の引き上げ等）
- ③ 品川区情報通信システム案件の区内事業者への積極的な発注
- ④ 区基幹情報システムのDR（Disaster Recovery System：災害復旧システム）整備と、中小民間企業のDR化への支援

Ⅲ. 魅力ある品川区の推進

1. 品川区内の道路整備の推進

品川区内には道路整備が必要な区間があり、道路整備が進展することにより、区内の渋滞緩和や防災対策の向上はもとより、区内の経済活性化や環境改善に多大な効果が期待できます。

特に、現在整備が進められている都市計画道路補助26号線および補助46号線につきましては、昨年度より進展が見られております。当該路線は首都東京の競争力を高め、魅力ある東京都を創るため、さらには、防災対策の観点か

らも不可欠な路線でありますので、今後も整備の進捗状況を注視し、品川区から東京都に早期完成を働きかけることが重要となります。

また、西大井駅周辺の道路においても、横須賀線が区内を横断していることにより、車の流れや物流を遮っている区間があります。については、以下の整備を品川区主導で講じられるよう要望いたします。

- ① 補助26号線「豊町2丁目大崎高校付近～二葉1丁目青陵高校付近」の早期完成に向けた、工事進捗状況の随時確認
- ② 補助46号線「小山台1丁目小山台小学校付近」における工事進捗状況の確認
- ③ 光学通りと横須賀線の交差点である「原踏切」周辺道路の全体的な整備（滝王子通りの道路拡幅など）

2. 水辺環境を活かしたまちづくりの推進

品川区は、東京湾に面して運河が縦横に伸びているほか、目黒川が区内を横断しているなど親水性に富んでいます。しかし、堤防等により立ち入りが困難な地域が多く、栈橋や船舶の運航が制限されているのが現状です。

水辺環境を活かしたまちづくりは品川区の観光振興にも有意義な取り組みであり、防災の観点からも有意義でありますので、遊歩道の整備など東京都港湾局を巻き込んだ水辺環境の整備を推進のために、以下を要望いたします。

- ①品川水族館近辺の活用されていない栈橋の自由利用推進について、東京都港湾局への働きかけの更なる推進
- ②目黒川・立会川の水質改善、親水護岸の整備等水辺空間の再生の本格化
- ③東五反田再開発地区親水公園をはじめとする船着場の整備推進、水上タクシーの運行および区民貸し出し用ボートの所有
- ④護岸沿いの遊歩道の不連続性の解消やサイクリングコースの整備推進、およびまちなかから護岸にいたる舗道等の整備の本格化、東京都港湾局との協議の継続
- ⑤運河・河川を活用した災害時避難・救援体制の整備推進およびこれらや観光振興に資する区主導による栈橋の整備

3. 地域社会との連携・協働

品川区においては、以前より「商店街と大型店等との連携・協働推進事業」を実施しており、「品川いいもの巡り」の実施など効果が発揮されています。

しかし、地域の中小事業者・商店街は大型店との競合や後継者不足などの問題を抱えて厳しい経営状況にあります。商店街は地域コミュニティの担い手としての機能があり、健全なまちづくりを進めていく上で地域全体の公共的な役割を果たしております。一方で、都市部の商店街では大手チェーン店舗が商店街の便益を被りながら商店街振興組合に加入しないといったケースも見受けられます。こうした店舗が商店街に加入することを促進するため、インセンティブ導入等の検討をお願い致します。

4. 都市計画における地域社会への配慮

品川区においては中高層マンションの開発等に指導要綱を設ける条例を設置していますが、その内容は都市環境や生活環境整備について、事業主の協力を依頼する内容であります。一方、地域社会においては、ハード面だけでなく、地域社会に根づく地域の祭礼、商店街・町会・地元企業の行事といったソフト面の取り組みも重要であります。しかし、最近ではマンションの住民から、それら行事に対して騒音などの苦情が増加していると聞いております。

そこで、本条例にこうしたソフト面の要素も取り込み、例えば、それらの行事が開かれることを、事前にマンションを販売する顧客に対して、説明するよう指導する内容を盛り込むことを要望します。

5. 交通安全の確保に資する支援

改正道路交通法の施行にともなう新たな違法駐車対策が講じられた結果、中小・小規模企業においては事業活動に支障を来たしております。ついては、道路交通の円滑化や環境負荷軽減と企業による円滑な事業活動の両者のバランスを失することがないように、以下の施策を講じるよう要望いたします。

- ① 違法駐車対策について、地域特性に応じた運用や、納品・荷捌き等のための駐車スペースの更なる確保を関係各機関へ働きかけること
- ② 自転車の運転に関する安全対策の実施
- ③ 駐輪場の創設など放置自転車に効果的な対策を引き続き講じること
- ④ 資源回収車の運行時間帯の見直し（交通集中する時間帯は避ける等）

6. 「座席譲りを広める会」活動に対する一層の支援

当支部や区内産業団体等が中心となって進めている電車やバス等におけるマナーアップに関する運動について、品川区の「お互いさま運動」と連携しながら、趣旨が広く区民、区内通学・通勤者に浸透・定着するよう、教育現場での採用や区主催イベントとのタイアップなどを要望いたします。

7. 外部評価委員会の機能強化

品川区が実施している各事業や外郭団体の運営については、真に利用者の立場に立った事業の再構築、不採算事業の見直し、業務の効率化、歳出の透明性の向上が求められているものと考えます。

この際、政府が実施しているような公開型で外部委員が中心の事業評価を品川区においても実施するなどの手段も効果的であると考えられます。

併せて、区行政に対する外部評価委員会の機能を一層強化するなど、民間の知恵と経験を区政に生かすよう要望いたします。

以上